

# 暴力団等排除措置要綱

制定 2020年2月26日

## (目的)

第1条 この要綱は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）及び大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）の趣旨に基づき、関西高速鉄道株式会社（以下「当社」という。）が発注する工事等において、暴力団員並びに暴力団密接関係者を排除するための措置等について定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の請負契約、測量・建設コンサルタントの業務委託契約、物品の購入契約その他の調達のうち、当社が発注するものをいう。
- (2) 暴力団 暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして次に掲げる者をいう。

ア 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

ウ イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

オ 事業者で、次に掲げる者（①に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又はアからエのいずれかに該当する者のあるもの

- ① 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
- ② 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- ③ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営

業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

④ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

カ アからオのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者  
(5) 役員等 次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)をいう。

ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所等の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6) 下請負人等 次に掲げる者をいう。

ア 下請負人(工事等に係るすべての請負人又は受託者(契約相手方を除く。))をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。)

イ 契約相手方又は下請負人と工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者(下請負人に該当する者を除く。)

(7) 契約責任者 当社代表取締役社長をいう。

(入札参加除外措置等)

第3条 契約責任者は、入札参加者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、契約審査委員会の審査を踏まえて、当該入札参加者を同表に定める期間において当社契約から排除する措置(以下「入札参加除外措置」という。)を行うものとする。

ただし、契約責任者は、入札参加者が大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱により大阪府知事から、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱により大阪市長から入札等参加除外措置をとられている旨が判明した場合、契約審査委員会の審査を踏まえることなく入札参加除外措置を行うことができるものとする。

2 前項の規定は、入札参加除外措置を受けた入札参加者を構成員とする経常建設共同企業体についても適用する。

3 契約責任者は、第1項の規定に基づき入札参加除外措置を行った入札参加者(以下「入札参加除外者」という。)について、入札参加除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該入札参加除外者から入札参加除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、契約審査委員会の審査を踏まえて、解除するものとする。この場合において、契約責任者は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができるものとする。

4 契約責任者は、第1項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の商号

又は名称、所在地、措置の内容その他必要な事項を原則として会社ホームページにより公表するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第4条 当社が、一般競争入札を行うに当たっては、入札参加除外者の入札参加を認めてはならない。

2 入札参加を認めた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、その者の入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前2項に規定する措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

4 第2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加除外者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第5条 当社が、指名競争入札を行うに当たっては、入札参加除外者を指名してはならない。

2 指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、その者の指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前項の規定により指名を取り消したときは、入札参加除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第6条 随意契約を行うに当たっては、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、次に掲げる者の所有する土地を当社の事業用地として買収する必要がある場合など、契約の目的及び内容から随意契約の相手方とする特別の必要がある場合を除く。

(1) 入札参加除外者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府警察本部から暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者

(下請負等の禁止及び下請契約の解除等)

第7条 当社が契約を締結する場合において、工事等の契約の相手方が前条各号に掲げる者を、下請負人等とすることを認めてはならない。

2 工事等において前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認められた場合には、当該工事等の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

(共同企業体に対する措置)

第8条 第4条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体についても適用する。

(契約の解除)

第9条 工事等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該工事等の契約を解除するものとする。

2 当該契約の相手方が第7条第2項の解除の求めを拒否した場合には、当該契約の相手方との当該工事等の契約を解除するものとする。

3 前2項の規定に基づく契約解除ができるよう、工事等の契約締結に当たり当該契約書に暴力

団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

(不当介入に対する措置)

第10条 当社の契約に関し、契約の相手方及び下請負人等が工事等に係る契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者による暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けたときは、速やかに当社へ報告を求めるとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

(誓約書の徴収)

第11条 当社が契約を締結する場合において、工事等の契約の相手方に対し、当該契約の相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴収し、当社に提出するよう求めるものとする。

2 契約責任者は、契約の相手方が前項に規定する誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。また、当該誓約書を提出しなかった入札参加者に対し、入札参加停止要綱に基づき入札参加停止等の措置を行うものとする。

(関係機関との連携)

第12条 契約責任者は、この要綱の運用にあたっては、大阪府警察、大阪府及び大阪市等関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

(入札参加除外措置の通知等)

第13条 契約責任者は、第3条第1項若しくは第2項の規定による入札参加除外措置又は同条第3項による入札参加除外措置の解除を決定したときは、遅滞なく、当該入札参加除外者に対し通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、契約審査委員会で審議のうえ、契約責任者これを決定するものとする。

附 則

この要綱は、2020年2月26日から施行する。

別表（第3条関係）

措置要件	期間
1 個人である入札参加者及び法人である入札参加者の役員等が、暴力団員であると認められるとき	当該認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 入札参加者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき	当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3 入札参加者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき	
4 入札参加者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき	
5 入札参加者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき	

(元請用)

事業名： \_\_\_\_\_

## 誓約書

私は、関西高速鉄道株式会社が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「府条例」という。）及び大阪府暴力団排除条例施行規則（平成23年大阪府公安委員会規則第3号。以下「府規則」という。）並びに大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「市条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（平成23年大阪市規則第102号。以下「市規則」という。）の趣旨に基づき、公共工事その他の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

### 記

- 私は、関西高速鉄道株式会社の公共工事等を受注するに際して、府条例第2条第2号及び府規則第3条各号並びに市条例第2条第2号及び市規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 私は、府条例第2条第2号及び府規則第3条各号並びに市条例第2条第2号及び市規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、関西高速鉄道株式会社から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 私は、本誓約書及び役員名簿等が関西高速鉄道株式会社から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 私が府条例第10条及び市条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を関西高速鉄道株式会社に提出します。
- 私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると関西高速鉄道株式会社が大阪府警察本部から通報を受け、又は関西高速鉄道株式会社の調査により判明し、関西高速鉄道株式会社から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

関西高速鉄道株式会社

代表取締役社長 様

年 月 日

- ・所在地
- ・事業者名
- ・代表者

印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

・代表者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(参考)

### 大阪府暴力団排除条例（抜粋）

**第十一条** 知事は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
  - 二 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該入札参加資格者を公共工事等に係る入札に参加させないこと。
  - 三 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、必要に応じ、その旨を公表すること。
  - 四 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
  - 五 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を随意契約の相手方としないこと。
  - 六 公共工事等について元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該公共工事等に係る契約を解除すること。
  - 七 前各号に掲げるもののほか、公共工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 知事は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 知事は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

### 大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

**第3条** 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの  
ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）  
イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者  
ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者  
エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(参考)

### 大阪市暴力団排除条例（抜粋）

**第8条** 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
  - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
  - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
  - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
  - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと。
  - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
  - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

### 大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

**第3条** 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの  
ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）  
イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者  
ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者  
エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(下請用)

事業名： \_\_\_\_\_

契約の相手方： \_\_\_\_\_

## 誓約書

私は、関西高速鉄道株式会社が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「府条例」という。）及び大阪府暴力団排除条例施行規則（平成23年大阪府公安委員会規則第3号。以下「府規則」という。）並びに大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「市条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（平成23年大阪市規則第102号。以下「市規則」という。）の趣旨に基づき、公共工事その他の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

### 記

- 私は、関西高速鉄道株式会社の公共工事等を受注するに際して、府条例第2条第2号及び府規則第3条各号並びに市条例第2条第2号及び市規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 私は、府条例第2条第2号及び府規則第3条各号並びに市条例第2条第2号及び市規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、関西高速鉄道株式会社から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて関西高速鉄道株式会社に提出されること及び関西高速鉄道株式会社から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 私が府条例第10条及び市条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を関西高速鉄道株式会社に提出します。
- 私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると関西高速鉄道株式会社が大阪府警察本部から通報を受け、又は関西高速鉄道株式会社の調査により判明し、関西高速鉄道株式会社から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

関西高速鉄道株式会社

代表取締役社長 様

年 月 日

- ・所在地
- ・事業者名
- ・代表者

印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

・代表者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(参考)

### 大阪府暴力団排除条例（抜粋）

**第十一条** 知事は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
  - 二 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該入札参加資格者を公共工事等に係る入札に参加させないこと。
  - 三 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、必要に応じ、その旨を公表すること。
  - 四 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
  - 五 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を随意契約の相手方としないこと。
  - 六 公共工事等について元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該公共工事等に係る契約を解除すること。
  - 七 前各号に掲げるもののほか、公共工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 知事は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 知事は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

### 大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

**第3条** 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの  
ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）  
イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者  
ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者  
エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(参考)

### 大阪市暴力団排除条例（抜粋）

**第8条** 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
  - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
  - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
  - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
  - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと。
  - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
  - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

### 大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

**第3条** 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの  
ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）  
イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者  
ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者  
エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者